

霞 ク ラ ブ 加 盟 各 社 御 中
日 本 新 聞 協 会 御 中
東 京 写 真 記 者 協 会 御 中
テ レ ビ ・ ニ ュ ー ス 映 画 協 会 御 中
日 本 雑 誌 協 会 御 中

平成 26 年 3 月 4 日
外 務 報 道 官
領 事 局 長
欧 州 局 長

ウクライナ・クリミア半島での取材に際する注意喚起について

1. ウクライナのクリミア半島においては、ウクライナの領土の一体性を支持する住民と親ロシア派住民の間で対立が高まっており、両者間の衝突により死傷者がでています。また、ロシア軍等による行動が見られ、こうしたロシア側の動きに対してウクライナ政府が抗議しているほか、わが国や米国をはじめとする西側関係国も懸念を示しています。現地の情勢は極めて流動的であり、今後治安情勢が急速に悪化したり移動の制限が課されたり等不測の事態が発生する可能性も排除されません。このような状況の中、クリミア半島において各種の取材活動に携わることは、不測の事態に巻き込まれる可能性があり非常に危険です。
2. 現在、外務省は、ウクライナのクリミア半島（クリミア自治共和国およびセバストーポリ）に「渡航の延期をお勧めします。」（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）の危険情報を発出しています。クリミア半島は、我が国大使館の所在する首都キエフから遠く離れていることに加え、現地におけるウクライナ政府当局の統治が十分行き届いていないことから、十分な邦人援護体制をとることが困難です。このことに十分留意し、いかなる理由であっても貴社関係の日本人報道関係者のクリミア半島への渡航・滞在を見合わせるよう、強くお願いします。
3. 上記にもかかわらず、現時点で貴社関係者（記者、カメラマン及び助手ならびに貴社契約の現地カメラ記者等）がクリミア半島に滞在

している場合には、滞在中の緊急連絡先（氏名、連絡先、滞在日程）を在ウクライナ日本国大使館（電話＋３８０－４４－４９０－５５００）まで至急連絡の上、可能な限りクリミア半島からの早急な退出をお願いします。

また、各社にて契約しているフリージャーナリストに対しても、同様に渡航・滞在中に係る注意喚起を然るべく行って頂くよう強くお願いします。

（了）